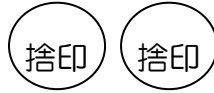


【記載例】 5条許可、一般住宅、使用貸借（親子間などで土地を無償で借りる場合）

様式3-2



連絡先	譲受人	243-4321
	代理人	231-1111

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

前橋市農業委員会長 あて

譲受人 桃ノ木 鴨子 印

譲渡人 桃ノ木 川之助 印

上記代理人 住所 前橋市表町二丁目〇△番地3
氏名 行政書士 赤城 一郎 印

下記によって転用のため土地の「使用貸借権」を「設定」したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

申請当事者

当事者の別	氏名又は名称	住 所
譲受人	桃ノ木 鴨子	前橋市〇〇町1522番地1
譲渡人	桃ノ木 川之助	前橋市△□町142番地

転用の目的

一般住宅

契約の内容

(該当字句を○でかこむ)
 売 買 ・ 賃 貸 借 (使用貸借) その他 () 権利の設定
 移転の時期 許可有り次第

許可を受けようとする土地の表示、利用状況その他

土地の所在			地番	地 目		面積 m ²	耕作者氏名	市街化区域・市街化 調整区域・その他の 区域の別
市	町	字		登記簿	現況			
前橋市	●◎町	□△●	11-2	田	畑	412	同 左	調 整
前橋市	●◎町	□△●	11-3	田	畑	50	同 左	調 整
		以 下	余	白				

↑
 賃借権者・利用権者がいる場合
 18条6項による解約が必要

*面積は必ず土地登記簿謄本のことを記入のこと（農地法第56条）
 計 462 m² (田 462 m² 畑 m²)

【記載例】 5条許可、一般住宅、使用貸借（親子間などで土地を無償で借りる場合）

（ 備 考 ）

*申請者や土地筆数が多く所定欄に書ききれない場合は、別紙に同様の欄を作成記入し、申請書と別紙を綴じて申請印で割印する

様式3-3

捨印

捨印

転 用 事 由 の 詳 細

譲受人： 現在、県営住宅に入居しているが、子供（2人）も成長し部屋数が少なく困っている。
住宅建設資金の目処もつき、また来年は長男が中学に進学するため、家を建てる好機と考える。

譲渡人： 娘の住宅建設のために土地を提供したい。

転 用 の 時 期

工事着手年月日	2年 7月 1日	事業の操業期間又は施設の利用期間	2年 7月 1日
工事完成年月日	2年12月31日		から 20年間

転用目的に係る事業又は施設の概要

	名 称	棟 数	建 築 面 積	所 要 面 積	備 考
土 地 造 成				m ²	
建 築 物	一般住宅	1棟	1F 60.50 m ² 2F 55.10 (階別に)	462 m ² (敷地面積)	
小 計		1棟	115.60 m ²	462 m ²	
工 作 物					
小 計					
計		1棟	115.60 m ²	462 m ²	
地下資源採取の場合	掘削深	m	採取量	m ³	

資 金 調 達 に つ い て の 計 画

(必要経費内訳)	(調達方法)
土地購入費（賃借料） 円 建物建築費 21,050,000 円	自 己 資 金 7,865,432 円
施 設 費 450,000 円 土地造成費 500,000 円	◎銀行から借入 15,000,000 円
費 円 合 計 22,000,000 円	補 助 金 円

資金証明書額面どおりに記入する

転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

東側は市道（5m）、南側は宅地、西側は畑、北側は田。東側道路の高さまで盛土をし、西側と北側の境界にはコンクリートで土留めをする。西側・北側からは2m以上離して建築し日照に配慮する等、付近の農地、作物等に被害の無いように施工する。生活排水は浄化槽・柵を設置し東側側溝に放流する。

【記載例】 5条許可、一般住宅、使用貸借（親子間などで土地を無償で借りる場合）

関係法令の許認可申請届等手続状況	開発許可申請：令和2年5月1日に申請済み。 ← 開発許可申請年月日を記入のこと 農振除外 認可年月日：令和元年11月
その他参考となるべき事項	開発許可申請が必要なもので、未申請の場合 審議が停滞することもありますので十分ご注意ください